

件名	愛媛県の海を管理する条例の一部を改正する条例
主管課	港湾海岸課
根拠法令等	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五九号）により、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」の名称が「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に変更となった。</p> <p>これに伴い、愛媛県の海を管理する条例第2条（定義）中の「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に変更する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「普通海域」とは、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第2条に規定する漁港の区域内の水域、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第3項に規定する港湾区域内の水域、同条第8項に規定する開発保全航路の区域内の水域、同法第56条第1項の規定により公告されている水域及び<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律</u>（平成30年法律第89号）第2条第5項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域を除く県内の海域をいう。</p>	
施行日	令和8年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	